

建設工事週休2日制適用工事 実施に関するQ&A

令和8年4月

松戸市

Q & A利用上の注意

1. Q & Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合がありますので、ご了承ください。
2. Q & Aの記載内容は、標準的な考え方を示しています。入札公告や特記仕様書等で特別に記載している内容については、Q & Aの内容に係わらず、そちらの指示に従ってください。
3. 週休2日制適用工事を受注する場合は、財務部契約課ホームページに掲載されている最新のマニュアルや様式をご確認ください。

Q1 昨年度までの松戸市建設工事週休2日制工事試行実施要領との違いは。

A1 従来から存在していた「通期の週休2日」（対象期間全体における現場閉所率で4週8休の達成を判断）、「月単位の週休2日」（対象期間内の全ての月において、月ごとの現場閉所率で4週8休の達成を判断）に加えて、「完全週休2日（土日）」（対象期間内の全ての週において、現場閉所日を原則土日に指定し、週ごとの現場閉所率で達成を判断）を新設しました。

補正する係数は千葉県に準じるものとし、当初の予定価格において、月単位の週休2日達成を前提とした積算を行い、達成状況確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更することとします。

また、受注者が工事着手前に完全週休2日（土日）の取組みを希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更することとします。

Q2 現場閉所する日の決まりはありますか。

A2 【月単位の週休2日または通期の週休2日の場合】

曜日指定等はなく、対象期間（現場着手日から現場完成日まで）のうち4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所に向けて取組をしてください（月単位の週休2日の場合には、対象期間内の全ての月で4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所が必要です）。

しかしながら、本要領の趣旨をご理解いただき、土日祝日を休工とすることに努めてください。

【完全週休2日（土日）の場合】

現場閉所日は土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所に向けて取組をしてください。なお、週の定義は月曜から日曜日までの7日間とします。また、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替の現場閉所日を設定してください（要領第2条第2項第1号）。

いずれの取組方式においても、現場閉所予定日は受発注者で協議してあらかじめ定めておいてください（要領第5条第2項）。

Q3 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日の取扱いは。

A3 事前に監督職員に連絡（電話やメールで可）をした場合、現場閉所日として扱います（要領第2条第3項）。

Q 4 平日が降雨で休工となり、次の土曜日（事前に現場閉所予定日として設定していた日）に作業を行った場合、降雨による休工日は振替日として扱えますか。

A 4 事前に監督職員と協議すれば振替現場閉所日として扱うことも可能です（要領第5条第5項）。

Q 5 要領第2条第3項でいう「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 5 次のような場合が考えられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害防止作業等）及び災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

Q 6 要領第2条第5項第4号でいう「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」とは具体的にはどのような期間ですか。

A 6 例えば交差点改良等、交通の安全確保のため、規制期間を短くするよう警察等から要請がある場合等、施工する前から連続的な施工が必要なることを把握している工種について、受発注者間の協議を行い、週休2日の対象期間外にすることができます。

※受注者が計画的に休暇を取ることが目的の制度のため、『施工してみたら週休2日達成できなさそうなので、一部工種の施工期間を対象期間から外す』のはNGです。

Q 7 要領第3条で対象外となる「現場施工が1週間未満の工事」とはどのような意味ですか。

A 7 現場における「工事本体」の作業が1週間未満（不稼働日含む）の場合には、週休2日の取り組みがあまりにも短くなってしまいうため対象外としています。

発注時点で明らかな場合には対象外としますが、契約後、受注者が工程表等を作成した時点で現場施工が1週間未満となった場合にも対象外として処理します。

※現場閉所日をカウントする「対象期間」は準備工、後片付けを含めた期間を指し、この規定の「現場施工」とは考え方が異なりますので注意してください。

Q 8 要領第 3 条の「社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事」とは、どのような工事ですか。

A 8 次のような工事が考えられます。

- ・災害復旧工事
- ・供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事 など

Q 9 計画していた現場閉所予定日に作業をした場合はどうすればいいですか。

A 9 本要領の趣旨をご理解いただき、振替閉所日を設定して対象期間内の 4 週 8 休以上の現場閉所が達成できるようにしてください（要領第 5 条第 5 項）。

Q 1 0 当初提出した工程表等に変更が生じた場合にはどうすればいいですか。

A 1 0 監督職員と協議のうえ、再度、要領第 5 条第 2 項に規定される工程表等を提出していただき、それをもとに現場閉所を実施してください。

Q 1 1 午前中作業をして、午後雨天のために現場閉所した場合、現場閉所日にカウントできますか。

A 1 1 カウントできません。要領第 2 条第 3 項のとおり、1 日を通して現場作業を行っていない場合のみ、現場閉所日にカウントします。

Q 1 2 週休 2 日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 1 2 週休 2 日の確保を理由にした工期延伸は認められません。ただし、要領第 5 条第 4 項に規定されるような受注者の責によらない理由の場合には工期の延伸について協議してください。

Q13 受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください。

A13 詳細は要領をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 発注者との工事工程等共有
2. 現場着手前に監督職員と週休2日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議
3. 現場閉所予定日がわかる工程表等を監督職員に提出
4. 工事掲示板等に週休2日制適用工事である旨の掲示
5. 毎月、工事履行報告書およびチェックリストを提出
(この際、現場閉所の確認用に作業日報等を提示してください)

Q14 現場代理人及び主任（監理）技術者を兼務した場合の扱いはどうなりますか。

A14 あくまでも工事単位で判断します。適用工事が現場閉所を行っていれば兼務工事の稼働状況は関係ありません。

Q15 夜間工事における施工日はどうなりますか。

A15 着手した日を施工日として計上してください。

例：金曜日の22：00～土曜日の5：00 までの夜間工事の場合
⇒金曜日を施工日として計上する

Q16 週休2日を達成できなかった場合、ペナルティーはありますか。

A16 工事成績評定点の減点は行いません。

Q17 現場着手日が月の最終週であり、その月に含まれる対象期間が数日しかない場合でも、月単位の週休2日を達成するためには当該月に現場閉所日を設定し、現場閉所率を28.5%以上確保しなければいけないでしょうか。

A17 現場着手日が月の最終週に設定されていたり、対象期間外の期間が当該月に含まれていること等によって、対象期間の合計日数が1週間に満たない月は、現場閉所率の算定から除外します（要領第2条第9項第2号）。

Q18 月単位の週休2日の場合、要領第5条第3項により、毎月現場閉所日確保状況を確認するようですが、ある月は4週6休相当、ある月は4週8休相当等となった場合、最終的な判断はどのようにしますか。

A18 月単位の週休2日は、（現場閉所率の算定から除外する月を除き）すべての月において4週8休以上の現場閉所を達成している状況を指します。よって、対象月の中で4週8休を達成できなかった月が存在する場合は、月単位の週休2日未達成として減額変更を行います（要領第4条）。

Q19 工事着手前に監督職員と協議し、完全週休2日（土日）に取り組むこととしました。しかし、対象期間内に28.5%（2日/7日）以上の現場閉所ができなかった週があった場合、最終的な判断はどのようにしますか。

A19 完全週休2日（土日）は、対象期間内の全ての週において、28.5%（2日/7日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態である必要があります。達成できなかった週がある場合は、月単位で4週8休以上の現場閉所が達成できているかを確認し、達成状況に合わせて変更契約を行います。

※達成状況により3種類のパターンがあります。

- ①完全週休2日（土日）を達成⇒増額変更
- ②完全週休2日（土日）が達成できず、月単位のみ達成⇒変更なし
- ③完全週休2日（土日）及び月単位ともに未達成⇒補正なしに減額変更

Q20 完全週休2日（土日）に取り組む工事において、以下の場合の取扱いを教えてください。

- (1) 1週間の中に対象期間外となる期間（夏季休暇、年末年始等）が含まれている場合、その週の閉所率算定方法
- (2) 工事の始期日や終期日が含まれる週において、当該週が月曜日から日曜日までの7日間存在しない場合の閉所率算定方法

A20 完全週休2日（土日）における週の定義は、「月曜日から日曜日までの7日間」です（要領第2条第2項第1号）。よって、以下の取扱いとなります。

- (1) 1週間の中に対象期間外となる期間（夏季休暇、年末年始等）が存在することにより、当該週が月曜日から日曜日までの7日間を含まないこととなる場合、その週は4週8休以上の現場閉所率の算定から除外します。
- (2) 対象期間の始期が週の途中から始まる、または終期が週の途中までで終

わることで、当該週が月曜日から日曜日までの7日間を含まないこととなる場合、その週は4週8休以上の現場閉所率の算定から除外します。
※要領の別紙2「記載例（完全週休2日の場合）」も参照してください。

Q 2 1 完全週休2日と月単位の週休2日の達成イメージを教えてください。

A 2 1 次頁以降のイメージ図を参照してください。

凡例	現場作業した日
	現場閉所日

月単位の週休2日 計算例

松戸市 財務部 契約課

令和7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
				契約締結日	対象期間の始期	閉所
22	23	24	25	26	27	28
			閉所			閉所
29	30	31				
← 年未年始 (6日間) は対象期間外 →						

令和8年1月

月	火	水	木	金	土	日
						1 元旦
						2
						3
						4 閉所
← 年未年始 (6日間) は対象期間外 →						
5	6	7	8	9	10	11
						閉所
						閉所
12 成人の日	13	14	15	16	17	18
						閉所
						閉所
19	20	21	22	23	24	25
						閉所
						閉所
26	27	28	29	30	31	1
						閉所

令和8年2月

月	火	水	木	金	土	日
						1 閉所
						閉所
2	3	4	5	6	7	8
						閉所
						閉所
9	10	11 建国記念の日	12	13	14	15
						対象期間の終期
16	17	18	19	20	21	22
						閉所
23 天皇誕生日	24	25	26	27	28	

対象期間	10
対象期間のうち、暦上の土日の数	4
現場閉所をした日数	4

12月の達成状況

$$\text{閉所日数} 4 \div \text{対象期間日数} 10 = 40\%$$

⇒週休2日達成

対象期間	28
対象期間のうち、暦上の土日の数	8
現場閉所をした日数	9

1月の達成状況

$$\text{閉所日数} 9 \div \text{対象期間日数} 28 = 32.14\%$$

⇒週休2日達成

対象期間	13
対象期間のうち、暦上の土日の数	3
現場閉所をした日数	3

2月の達成状況

$$\text{閉所日数} 3 \div \text{対象期間日数} 13 = 23.07\%$$

⇒ただし、対象期間のうち、暦上の土日

の数(3日)以上の現場閉所を行っているため

週休2日達成

⇒判定結果:全ての月で4週8休以上を達成しているため、月単位の週休2日達成

凡例	現場作業した日
	現場閉所日

完全週休2日（土日） 計算例

松戸市 財務部 契約課

令和7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18 契約締結日	19 対象期間の始期	20 閉所	21 閉所
対象期間の始期日が含まれる週が7日間ないため、閉所率確認の対象外						
22	23	24	25 閉所	26	27	28 閉所
29	30	31	年末年始（6日間）は対象期間外			

	閉所日数	対象期間	閉所率	判定
第1週	/	/	/	
第2週	/	/	/	
第3週	/	/	/	
第4週	2	7	28.57%	⇒ ○
第5週	/	/	/	

令和8年1月

月	火	水	木	金	土	日
年末年始（6日間）は対象期間外						
5	6	7	8	9	10 閉所	11 閉所
12 成人の日	13	14	15	16	17	18
閉所	閉所				閉所	閉所
19	20	21	22	23	24 閉所	25 閉所
26	27	28	29	30	31	1
月の最終週に日曜日が含まれないため、翌月の第1週の閉所率算定に含める。						

	閉所日数	対象期間	閉所率	判定
第1週	/	/	/	
第2週	2	7	28.57%	⇒ ○
第3週	3	7	42.86%	⇒ ○
第4週	2	7	28.57%	⇒ ○
第5週	/	/	/	

令和8年2月

月	火	水	木	金	土	日
対象期間外の期間があることで当該週が7日間ないため、閉所率確認の対象外						
2	3	4	5	6	7 閉所	8 閉所
9	10	11 建国記念の日	12	13 対象期間の終期	14	15
対象期間の終期日が含まれる週が7日間ないため、閉所率確認の対象外						
16	17	18	19	20	21	22
23 天皇誕生日	24	25	26	27	28	

	閉所日数	対象期間	閉所率	判定
第1週	2	7	28.57%	⇒ ○
第2週	2	7	28.57%	⇒ ○
第3週	/	/	/	
第4週	/	/	/	
第5週	/	/	/	

⇒判定結果: 全ての週で4週8休以上を達成しているため、完全週休2日達成